

# 厚生文教委員会報告書

平成26年12月11日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 鶴 川 晃 匠

平成26年12月11日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案	件	審査結果	少数意見
議案第108号	備前市小児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第110号	備前市立幼稚園児預かり保育条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第112号	備前市保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第121号	平成26年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	なし
議案第123号	平成26年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第124号	平成26年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	なし
議案第128号	平成26年度備前市国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第129号	財産の取得について	原案可決	なし
請願第4号	ヘルスパ日生の存続を求める請願	継続審査	—

### ○ 請願第4号の審査方法について

閉会中に開催する委員会において、紹介議員及び副市長の出席を求めることとした

### < 報告事項 >

- 平成26年度意見交換会について（市民協働課）
- 汚泥再生処理センター整備工事について（環境課）
- 重症心身障害者レスパイトサービス拡大促進事業補助金交付要綱について（社会福祉課）
- 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について（社会福祉課）
- 障がい者優先調達カタログについて（社会福祉課）
- 平成27年度以降の各種計画策定について（こども課）
- 病院事業に係る地方公営企業法全部適用について（備前病院）



《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第108号の審査	2
議案第110号の審査	2
議案第112号の審査	3
議案第121号の審査	4
議案第123号の審査	4
議案第124号の審査	5
議案第128号の審査	5
議案第129号の審査	5
請願第4号の審査	6
報告事項	21
請願の審査方法について	25
閉会	26



## 厚生文教委員会記録

招集日時	平成26年12月11日(木)	予算決算審査委員会 厚生文教分科会閉会后		
開議・閉議	午前10時06分	開会	～	午後1時45分 閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第6回定例会)の開催		
出席委員	委員長	鶴川晃匠	副委員長	星野和也
	委員	橋本逸夫		津島 誠
		守井秀龍		立川 茂
		石原和人		森本洋子
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作		
傍聴者	議員	田原隆雄	尾川直行	山本 成
	報道	なし		
	一般	1人		
説明員	市民生活部長	有吉隆之	市民窓口課長	野道徹也
	税務課長	高山豊彰	収納推進課長	岡正千丈
	市民協働課長	眞野なぎさ	環境課長	藤原弘章
	保健福祉部長	金光 亨	福祉事務所長 兼臨時給付金対策課長	横山雅一
	保健課長	山本光男	介護福祉課長	高見元子
	社会福祉課長	柴垣桂介	こども課長 兼幼保一体型施設建設推進課長	今脇誠司
	病院総括事務長	森脇 博	日生病院事務長	下林博樹
	吉永病院事務長	万波文雄		
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	森本和成
審査記録	次のとおり			

午前10時06分 開会

○**鶴川委員長** ただいまの御出席は8名です。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、市民生活部、保健福祉部、病院関係の議案・請願の審査、所管事務調査を行います。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

\*\*\*\*\* 議案第108号 \*\*\*\*\*

まず、議案第108号備前市小児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の57ページをごらんください。

なお、参考資料の新旧対照表をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第108号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第108号についての質疑を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第108号の審査を終了いたします。

\*\*\*\*\* 議案第110号 \*\*\*\*\*

次に、議案第110号備前市立幼稚園児預かり保育条例等の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の64ページをごらんください。

なお、参考資料の新旧対照表をごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第110号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第110号についての質疑を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第110号の審査を終了いたします。

\*\*\*\*\* 議案第112号 \*\*\*\*\*

次に、議案第112号備前市保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についての審査を行います。

議案書の70ページをごらんください。

議案全体で御質疑ありませんか。

○**星野副委員長** 第3条の第1号、一月につき48時間以上の労働をすることを常態とすることとありますが、これは3時間掛ける4日、あるいは4時間掛ける3日と短時間のパートやアルバイトの方が対象になるってということで、幅広い子育て支援、手厚い対応となっていますが、下限を48時間とした経緯を教えてください。

○**今脇こども課長** 月48時間の労働についてですが、就労の下限時間の設定ということで、国の基準案を参酌しまして、市の現状を踏まえまして1カ月当たり48時間といたしております。この条例の検討に当たりまして、備前市子ども・子育て会議においても提案をいたしまして、委員さんからはぜひとも就労者の目線に立ってハードルの低いもので設定をということでございましたので、この国の基準の一番低い48時間ということで了解をいただき、このたびの議案提出となったというところでございます。

○**星野副委員長** 同じく第3条の第11号、育児休業をする場合云々で、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められることとありますが、この場合に認定されない事例を教えてください。

○**今脇こども課長** 基本的にこの条例でございますけども、新しいこの制度におきまして、ストライクゾーンを広くということになります。ということで、育児休業にあっても子供を見ることがちょっとできないというようなことがありましたら、それによってこちらの判断をさせていただいて、対象というようなことになっておりますので、そういう意味で逆に見えないところというのはお話を聞いてこれはちょっと難しいですよというお話しになるものがだめなのかなあと思いますけど、例えば育児休業中でも体の調子が戻らないとか、そういうものについては引き続きいけるような形になっておりますので、そういう形でこちらも対応していきたいと思っております。

○**星野副委員長** 幅広いということで、育児休業の場合であってもほぼほとんどの方が認定を受けられるという解釈でよろしいんですか。

○**今脇こども課長** あくまで見るのが難しい状態にあるというのが認められないとそれはそうはいかないと思いますので、そういう場合に限り対象とするということになるろうかと思えます。

○**鶴川委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第112号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第112号についての質疑を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第112号の審査を終了いたします。

\*\*\*\*\* 議案第121号 \*\*\*\*\*

次に、議案第121号平成26年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行います。

補正予算書をごらんください。

歳入歳出全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第121号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第121号についての質疑を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第121号の審査を終了いたします。

\*\*\*\*\* 議案第123号 \*\*\*\*\*

次に、議案第123号平成26年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての審査を行います。

補正予算書をごらんください。

歳入歳出全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第123号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第123号についての質疑を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第123号の審査を終了いたします。

\*\*\*\*\* 議案第124号 \*\*\*\*\*

次に、議案第124号平成26年度備前市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行います。

補正予算書の8ページをお開きください。

歳入全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、10ページから13ページ、歳出全体で御質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第124号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第124号についての質疑を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第124号の審査を終了いたします。

\*\*\*\*\* 議案第128号 \*\*\*\*\*

次に、議案第128号平成26年度備前市国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についての審査を行います。

補正予算書をお開きください。

議案全体で御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第128号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第128号についての質疑を終結いたします。

これより議案第128号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第128号の審査を終了いたします。

\*\*\*\*\* 議案第129号 \*\*\*\*\*

次に、議案第129号財産の取得についての審査を行います。

議案書の77ページをごらんください。

議案全体で御質疑ございませんか。

○守井委員 確認の意味でお聞きしたいんですけど、企業等の用地であれば当然債権もついておるといふ状況なんですけど、そのあたりきちっと外せるかどうかというのが一つと、鑑定をとられているかどうかの2点についてお聞きしたい。

○今脇こども課長 まず、市が土地を取得するときには抵当権とかいうものは解除してから取得することになっております。先方にお話をしてありまして、今はもう全くついておりません。

○守井委員 わかりました。

○今脇こども課長 それから、鑑定につきましては以前立川委員さんからお話があったと思うんですけども、鑑定をとっております。立川委員には後日福祉事務所で鑑定書を見ていただいておりますので、御報告いたします。

○守井委員 結構です。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第129号についての質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第129号についての質疑を終結いたします。

これより議案第129号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第129号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時34分 再開

○鶴川委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 請願第4号 \*\*\*\*\*

請願第4号ヘルスパ日生の存続を求める請願についての審査を行います。

本請願の審査に当たっては、委員会付託前ではございましたが、定例会初日の本会議散会后委員会を開催し、執行部に対して審査に必要な資料を要求いたしました。また、昨日委員を派遣し、現地調査を行い、ヘルスパ日生の施設長から資料についての説明をいただいております。

本日の審査は、提出された資料のうち温浴施設に関する資料について執行部からの説明を求め、質疑応答を行い、採決に入りたいと思います。

執行部からの説明を願います。

○山本保健課長 それでは、ヘルスパ日生温浴施設の現在に至るまでの経緯について御説明をさせていただきます。

備前市がつくっております資料1の①をごらんください。

平成2年2月にこのスポーツ施設建設等の要請についてという文書を、日生町長及び備前市長の連名で財団法人体力づくり指導協会に提出しております。この中には3つのことが書かれております。1点目、指導協会の資金で屋内温水プール施設を建設してほしい。2点目、日生町は建設用地を無償で貸与する。3点目、プールの建設及び運営について、日生町及び備前市が全面的に協力する。以上3点でございます。

続きまして、覚書でございますけれども、この要請に対し合意した事項について覚書を交換すると前段に書かれております。主な内容でございますけれども、町は建設用地を無償で貸与する。温水プール施設を協会が事業主体で施行、関連施設を町が事業主体で施行する。町民体育館を含めた管理運営に対する費用について別途協議するといった項目など、8項目がここに書かれております。

続きまして、資料1の②をごらんください。

平成3年度の協定書でございますけれども、第1条にヘルスパ日生の管理運営の補助として当分の間年額1,500万円を限度とし、交付をする。第3条には、協会は独立採算制を原則とした経理運営を行うといったことなどが書かれております。

それから、次の資料ですが、管理運営委託契約書をごらんください。

ここの第2条では、当分の間管理運営の補助として協定書により交付する。すなわち1,500万円を限度として補助するということでございます。

第3条では、委託料は無料とし、通常の維持管理に要する費用は協会の経営収入をもって充てるなどといったことが書かれております。

平成3年度から平成17年度までは日生町からの管理運営事業補助金などで運営されており、平成18年度からは指定管理者制度が導入されまして、委託料を指導協会にお支払いしております。補助金及び委託料につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

平成20年度に市は平成21年3月31日をもって温浴施設の閉鎖をすることを決定いたしました。その旨を相手方に伝えたところ、プールを閉鎖したいとの申し出がございまして、9月の総務文教委員会でその旨を報告いたしております。

その理由でございますが、まず人口の減少、経費の増大により将来的に経営状況の改善が見込まれない。施設等の老朽化により多額の修繕費が見込まれ、今後の維持管理が困難である。次に、市の財政状況から従来どおりの管理費の投入が困難といったことが理由でございました。

その後、相手方と協議を重ねまして、11月の総務文教委員会で、方針が変わり当分の間継続することになった旨を報告しております。

その理由でございますが、利用者が多く、住民から継続の要望が多かった。温水プールは宝くじ協会から助成を受けて建設しており、ヘルスパ日생을閉鎖することにより、他の地域で実施している事業活動において宝くじ協会の助成や国の認可等に支障が生じる可能性があるということが理由でございました。

それから次に、平成18年度と現在の協定書の違いについて御説明をさせていただきます。

資料の1の④をごらんいただけたらと思います。

一番大きな変更点でございますが、平成18年度の管理の対象が温浴施設以外に浜山運動公園、日生運動公園、日生武道場がありました。平成21年度からは温浴施設だけに指定管理が変更になっております。

条文の主な変更点でございますけれども、現在の協定書の第7条第2項に、施設及び設備の大規模修繕を要する場合は協議の上施設を閉鎖し、指定管理を終了するというものが追加されております。また、第11条で双方の合意で仕様書の内容を変更できるといった旨も追加されております。そのほか、若干の削除項目がございますが、条文上では平成18年度とほぼ同様の協定書となっております。

続きまして、平成27年度以降の市としての考え方でございますけれども、平成27年度以降温浴施設の指定管理につきましては、普通交付税の優遇措置の逡減に伴い大幅な歳出の削減を行っていかねばならないという状況の中、毎年高額な指定管理料、平成24年度以降毎年2,200万円の指定管理料をお支払いしております。そういった高額な指定管理料が必要となること、施設、附属設備、備品も老朽化し、多額な修繕等が発生し、今後も同様の経費が発生する可能性が多分にあること、利用者の約93%が180人程度の個人会員、そして9社の法人会員であることから、一般の方の利用は少ない施設でございます。そうしたことから、市の行政サービスとしては余りふさわしくないといった理由から、今回閉鎖という結論に至っております。

次に、資料の2をごらんください。

ヘルスパ日生運営補助金等についての資料でございます。

平成3年度から平成26年度までの運営経費を一覧表にしております。

平成3年度から平成15年度までは管理運営事業補助金として支出をしております。平成16年度には管理運営事業補助金プラス修繕補助金、そして17年度にはさらにその補助金に高齢者健康づくり補助金を支出いたしております。平成18年度からは、指定管理者制度に移行となりまして、平成18年度から20年度につきましては委託料と高齢者健康づくり補助金を支給いたしております。21年度からは委託料として2,200万円の支出をいたしております。

続きまして、資料の3をごらんください。

まず、下段になりますけれども、温浴施設の住所別利用者数、これは田原議員さんの一般質問の際に配付をした資料の抜粋でございます。

日生町の方の利用が72.5%、備前市全体では87.5%の利用となっております。

それから、上段の資料でございますけれども、温浴施設を利用できる会員さんでございますが、個人会員さんが約180人、法人の会社が9社で、全体の約93%を占めております。法人会員の内訳は、1社が赤穂市、8社が日生町にある会社でございます。

それから、法人等の決算書につきましては、昨日の御視察の際に説明をさせていただいておりますので、こちらからの説明としては以上でございます。

○鶴川委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○橋本委員 今回のこの請願、これだけの膨大な資料を集めたり、あるいは事前に施設を訪問したりということで、大変重く受けとめております。

課長の御説明の中で、過去に一度この施設を閉鎖しようという動きがあった。その経緯経過について口頭で御説明がありましたが、やはり私はその説明原稿を委員にぜひとも配っていただきたい。それを要求したいんですがいかがでしょうか。

○鶴川委員長 よろしいですか。提出できますか。

○山本保健課長 はい。

○鶴川委員長 暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 再開

○鶴川委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○橋本委員 私は、今回のこのいろいろな騒動の中で非常に残念に思われるのが、何でもここまで話がこじれてしまったのかなあと。本来ならその間にいろいろと協議がなされて、もうどうにもならん決裂という段階でこうなったというんだったら話がわかるんですけども、余りお聞きするところによると協議がなされたやに伺っておりません。

それで、お尋ねをいたしますが、請願の趣旨の中に突然に一方的な通知があり、驚いておりますという文言がございます。これ、きのう現地視察をした際に先方の施設長にもお伺いをしたんですが、私は両者から意見を聞きたいと思います。市のほうは、言われ方に対して、いやそうじゃない。事前にちゃんとしておるんだというようなことがございますでしょうか。

○山本保健課長 初めて閉鎖の方針をお伝えしたのは10月になってからでございます。

○橋本委員 10月にもう閉鎖したいんだという申し入れに行くまでに、何か抜本的な対策を両者で協議せんとこのままだったらもうどうにもならんのだというような予告的なことを先方に伝えられたかどうか。もう突然10月7日に行って、来年指定管理が満了になるからもう継続しませんと言うていったのか、そこに何らかの協議があつてしかるべきじゃないかと思うんですが。

○金光保健福祉部長 10月の初めですか、協会の備前事業所へ市長は閉鎖の意向であるということ課長が伝えました。伝えたことによりまして協議の場を持ちたいと。いわば協会のトップと市長、トップ同士の協議の場を持ちたいということも含めてお話しに行きました。それで、たしか10月17日ですか、理事長さん、事業本部長さん、備前の施設長と市長、私らも含めまして協議をさせていただきました。しかしながら、やはりお互いの利益がぶつかり合って、最終的には合意には至っていないという状況でした。

○橋本委員 そのトップ会談の様子を部長も同席されておったんならわかるんじゃないかと思うんですが、かいつまんでお互いの利益がぶつかった、それは確かにもうやめると、2,200万円が入ってこなかったらどうしようということになるんですが、その中でお互いが折り合うというのがこの政治の世界というんか、行政の世界でも同じだろうと思うんです。そういうところは

全然なかったんでしょうか。そこら辺が疑問に思われるんですが。

○金光保健福祉部長 結論から申し上げますと、折り合うところはございませんでした。

○橋本委員 それで、先ほど資料請求した説明原稿なんですけれども、平成20年度に当時の西岡市長が、平成21年3月31日をもって温浴施設を閉鎖したいということを決定して先方に伝えたら、だったらプールももう閉鎖しなきゃあならんようになるという申し出があったと。ところが、この間の本会議の一般質問で田原議員と市長とのやりとりの中で、現市長はいいや、温浴施設だけ閉鎖して、プールのほうはどうぞ向こうがやってくださりゃええんじやというような言い方をされたんですが、その10月17日のトップ会談のときに、もう温浴施設を閉鎖されるのであればプールももう維持ができませんので、プールも閉鎖せにゃならんようになるんだというような言葉は先方から出ませんでしたか。

○山本保健課長 理事長さんのお話によりますと、温浴施設のほうは市の持ち分であるから閉鎖するにしても、プールの運営については先ほど見ていただきました要望書に、プールの運営について全面協力をするとおっしゃって。そういったことから、プールに対しての補助をお願いしたいというようなお話がございました。

○橋本委員 それに対して市長は、恐らくいやそんなことはできませんとその会談では伝えておろうかと思うんですが、それに対して先方の体力づくり指導協会側はプールに対しての補助がもらえんのだったらもう閉鎖せざるを得ないんだというような言葉は出ませんでしたか。

○山本保健課長 そのときには閉鎖をするという言葉はなかったと記憶しております。

○橋本委員 しかしながら、この過去の経緯、いただいたこの資料を見る限りにおいては、温浴施設、お風呂の施設とこのプールの施設というのは相関関係があって、そちらのほうはもう閉鎖してなくなったらプールだけで維持管理ができるものではないというのは大体周知の事実で過去が示しております。当時の市長も、プールまで全部閉鎖になってしもうたら余にも影響が大きい。だから、何とかしようということで、そのときには方針を転換して継続ということになったのではないかと私は推察します。今の執行部は、温浴施設を閉鎖してもプールだけはやってくれるだろうという認識なんでしょうか。

○山本保健課長 我々がそのプールの運営に対してどういった協力ができるかといったことをまだ明確にしてないことから、相手さんも備前市からの回答を待って決定をされるんだろうと考えております。

○橋本委員 ちょっとそこら辺がよくわかりせんのですけれども、10月17日のトップ会談で先方からプールに対して補助をしてほしいという申し出があった。しかし、それに対して先ほど私が質問したときには、市長はいやもうそういうことはノーだという返事をした。それならば、普通だったら先方の回答は、じゃあもうプールも維持できませんから平成20年度のときと同じようにもうプールも閉鎖しますわというような言葉が返ってきてしかるべきなんですけど、そのときには出なかったと。プールに対して補助するかしないかはまだ現段階で執行部は検討中ということによろしいんでしょうか。

○金光保健福祉部長 10月17日の会談も、どちらかといいますと非常に感情的な議論が行われております。ですから、具体的にどうであったか、こうであったかというまでは多分なっていないかと思えます。ただ、市長のほうもやはり市の施設と、それから相手方の施設という区分けをしてお話をしておりました。市の施設についてはもうやめるんだと。ですから、協会側の施設について私どもは関与しませんという言い方で終わっております。ですから、その後の協会側からの話というのもやはり最初の平成3年ですか、あの協定書の全面的な支援がという単語に終始お話がいていたと思えます。

○橋本委員 それで、再度お尋ねしますが、ここで温浴施設に対する指定管理を全面的に解消してここを閉鎖したら、私の想定ではプールもやれなくなって、もう全面的にあの施設が閉鎖されるのではないかなという思いがいたしております。ところが、今の市長は、いやお風呂を閉鎖しても体力づくり指導協会さんがプールだけはやってくれるというふうに想定をされておるのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○山本保健課長 まだ、相手方から継続の旨とか、そういったことは一切回答をいただいておりますので、そこはわかりかねるところでございますが、ただちょっと先ほどの説明に補足させていただきますと、市長の考えといたしましては金銭的な補助は考えられてないかもしれませんが、現在プールとお風呂と共有で使っている設備の部分とか、備前市が所有している土地の部分は無償でお貸しするとか、あるいは譲渡してもいいといった考えはお持ちです。

○鶴川委員長 ほかに。

○森本委員 きょうヘルSPAで、ほかのところにも五、六カ所同じ施設があるので、経営状況がわかれば教えてくださいとお願いしていたんです。施設長が赤字の補填は協会がしているから、補填できる体力はありますっていうことを多分言われたと思うんです。それで、協会としてほかの経営状況がどうなのか教えてくださいとお願いしていたんですけど、覚えておられませんか。

〔「答えられん。協会の話じゃから」と呼ぶ者あり〕

施設長のほうがわかりましたという返事をしてくださったんですけどね、あのときは。

〔「それ、執行部に言うてもいけん」と呼ぶ者あり〕

資料そろえますと言われたんで。

わかりました。

○鶴川委員長 森本委員、きょう資料が配られたと思うんですが、その資料になれば追加としてまたお願いをしておきます。

○森本委員 お願いします。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○守井委員 いろいろこの10月になって急遽というような話になって、この指定管理のあり方の話の中、あるいは協定書、覚書等々を踏まえて、いろいろ事業を始めるときは割とスムーズにいくんですけど、この一番難しいのは事業をやめるときはどういう形でやめるのかというのが一番難しい状況だと思うわけです。特にまだたくさんの利用者がある施設を閉鎖するというところに

対しては非常に難しい問題もあるのではないかと思います。

その中で、この指定管理の中で閉鎖をするためにはどういう手続が必要かということも協定書を見させてもらったら、指定管理という状況の中で委託を、指定管理をやめる場合には、この36条から38条のあたりで合意してやめるんだというようなことが書いてあるようなんですけども、そのあたりの指定管理をやめる。あるいは以前の協定書の中で、覚書なりの中でこれらは恐らく案件にないことなんで、誠意を持って協議決定の上行うという話になるかと思うんですけども、そのあたりの考え方はいかがか、ちょっとお教えいただきたいと思うんですけど。

○山本保健課長 ここにうたわれているのは、平成24年度から平成26年度までの期間における協定でございますので、その期間の中で指定の取り消しをするようなときにこういった条項が適用されるということで、27年度以降の将来についてうたっているものではございません。

○守井委員 そうすれば、27年度以降は管理者、いわゆる甲の意向によって、その意思によっていかようにもなるという解釈をしておられるということなんじゃないかな。

○山本保健課長 結果的にそういう解釈で、今回こういった閉鎖の申し入れをさせていただいておるといことになろうかと思えます。

○守井委員 指定管理という観点からだけ見るとそのようなことになるかもしれませんが、以前からの経過を見ても覚書なり協定書があるわけで、本来ならそれをそのまま継続されてやられておると。閉鎖の場合もその中でいろいろな協議が成り立って事が進んでいくんじゃないかと思っています。途中、指定管理制度というのができましてこういう制度になっておると思うんですけども、そのあたりのちょっと危惧するところは、その協定書がこの指定管理になってもその意味合いが引き続きまだ効力が発生しているんじゃないかなというところなんですけど、そのあたりどうお考えかお聞きしたいと思います。

○山本保健課長 資料1の④、平成18年度の協定書13ページの第47条をごらんください。

その他の項目でございますけれども、本業務を今後円滑に実施するために平成17年3月22日以前に旧日生町と乙との交わした全ての協定書、覚書及び委託契約を無効とするという条項をうたっております。

○守井委員 わかりました。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○立川委員 実はこの請願ということでも現地に行かせていただき、資料もいただいてありがとうございます。済いません、もう本当に初歩的なことなんですけど、この請願書を読ませていただきますと、効率的で健全な経営が行われてきたというところの文章もございまして、これもちょっと利用者の固定化、赤字の計上でどうなのかなという気がしておりました。

当初、これ温水プールの誘致ということで、当初こういう形で確認をしております。それから、大変ありがたいのは運動の受託事業ですか、資料によりますと12事業で回数は100回を超える出前の事業をしていただいていると。本当にありがたい話だなと思えます。

先ほどおっしゃいました協定書、これも流れとすれば契約期間が27年3月31日までという

ことで協定を結んでおられるわけですから、さらに加えて申し上げますと平成20年、2008年12月ですね、このときに一度閉鎖という議論が出ているんですね。ということは、協会のほうにもこの危機感というものがあつたんじゃないかとは思いますが、しかしながら、地元の利用者、多くの利用者の方からの今回申し入れということで、私なりにいろいろ考えさせていただきました。備前市のほうも、先ほどお話がありましたように普通交付税の合併算定がえの部分が増減すると。一般財源が減少してきますよ、老朽化により今後の費用もふえますよということで、御説明では平行線でここに至っていると。

一番残念なのは、先ほどこちよつと橋本委員からも出ましたけども、否定するのではないんです。何とか運営できる方策を考えられなかったのかなあと思うのがまず第1でございます。プールだけでは運営できない。いや、温浴施設も一緒だと。もう議論はわかるんですが、もう既にそういう方針を伝えたわけですから、何とか運営できる方策を考えるべきじゃなかったかなあというのが非常に残念な気がします。

請願の趣旨はよく理解できております。本当にありがたいことだなと思います。ただ、備前市の現状を考えると、やはり全面的に乗るとするのは難しいのかなと。これも理解できます。その辺でどうしたらいいのかなあというのが悩ましい話なんですけど、その辺で何とか運営できる方法、自主運営であつたり、プール、温浴施設、体育館も一体で何か考えられることがないのかなあと思うのが今の複雑な気持ちなんですけど、きょう結論出さないかんのですか。どうでしょう。

○**鶴川委員長** それは後にして、とりあえず資料に対しての説明で。

課長お答えできますか、温浴施設について。

○**立川委員** 私の意見言わせてもらったんで。別に答弁は。

○**鶴川委員長** 意見でいいですか。

○**立川委員** はい。

○**橋本委員** 部長、通常であれば先手、先手といって先を読むのが必定なんですけど、先ほどの温浴施設を閉鎖したら、もう前と同じように向こうはプールももう閉鎖したいという申し出が恐らく来るだろうと。そうした場合に、執行部はじゃあこの温浴施設とプールとをどうしようと。この前の議会答弁では大規模災害のときの避難所というようなこともちらっと漏れ伝わってきたんですけども、私は基本的に何らかの形で運営をしている施設はそういう非常時、有事には使えるけれども、閉鎖してしまつて何にもできなくなった場合に使用できるのかどうか。

例えばアルファビゼンがそうなんですけど、あそこはきっちりした建物ですけども、あんなもん今大規模災害があつてもあそこは避難所に使えませんよ。そういう、じゃあ常にここに維持管理費を払つていつでも使えるような施設として市が所有をするのかどうか、そこら辺の今後の方針というのは市のほうでまとまつておられるんでしょうか。

○**金光保健福祉部長** 多分トップ会談かプレス発表のときに市長が申し上げたお話だと思います。11月22日の山陽新聞で私もこれを初めて知りしました。その中では、施設は閉鎖後もそのまま残し、災害時などに避難者の入浴に活用したい考えを示したというふうに新聞では書かれ

ております。しかしながら、これは私の個人的な見解としてお聞きください。そのように活用しようとしたしますと、当然衛生管理という問題が発生いたします。そうなれば、清掃であったり、消毒あるいは洗浄、点検というのが常日ごろから必要になってまいりますことから、この考え方について、私は非常に難しいのではないかなというふうには思っております。

**○橋本委員** したがって、そういうふうなものに即使おうとしても、ふだんから管理あるいはそれが運転をされていなかったら非常に難しいと私も思います。であるならば、感情的になってお互いがののしり合うような会談じゃなくって、大人になって備前市の財政状況も大変厳しいというのは我々も熟知しとるわけです。向こうもはっきり申し上げてきのう聞いたら会員数も努力はしょんじゃけれども、ふえてないのが現状かどうかかわからんのですけれども、大した数じゃないと。執行部がいつも言われるように180人の会員が93%利用しとるということを知れば、ほかの旧備前市の方なんかは特にそんなところにそんなたくさんの金を使うなよというて言われるのは至極当たり前だと思います。ですから、もっとも努力をして温浴施設にしても、プールにしても、会員を増大するキャンペーンをどんどん展開せにゃならんと思うんですが、何らかの落としどころを協議して見つけるというのがやはり政治ではないかなと思うんですよ。それを一方的な格好になるのがどうも私としては合点がいかなのんです。ここには市長とか副市長が来られてないんですけれども、それを保健福祉部長にお聞きするのはいささか見当違いかもわからんのですけれども。部長も個人の見解ですがと前置きをされて答弁されるんで、果たしてそれが執行部の意見を代表しとるかどうかわからんのですけど、そのあたりはどんなでしょうか。協議を再度やるというようなことは考えられませんか。

**○金光保健福祉部長** 先ほどの答弁の中でちょっと漏らしたんですが、この避難者の入浴ということについて市長と一度お話をいたしました。具体的にと私が申し上げましたところ、市長の考えは、自衛隊等がいわば車でお湯を沸かしますかね。災害等で入浴の風呂をつくつとるというふうなことがございました。そのお湯を逆に言うたらあそこに入れるというような考え方で述べたんだということでした。ただ、それにいたしましてもやはりそういうお風呂というのは湿気が多いとか、かびとか、いろんな衛生面も問題がありますよということをお伝えはいたしました。

それから、先ほどの分につきましては、これもあくまで個人的な見解ですとしか言いようがございません。落としどころはやはり探っていくべきであるということは思っております。しかしながら、今この場で個人的な見解を申し述べるつもりはありませんので、御了解ください。

**○橋本委員** もう苦しい胸のうちはようわかります。もう個人的な見解と断ってしか答弁ができないと。我々も部長の個人的な見解を聞いて判断するのも非常に難しいんですよね。ですから、やはりしかるべき市長もしくは副市長あたりをこの場に議長名で招聘をして、一体どうするんならと。恐らく私の想定では温浴施設を閉鎖したらプールも閉鎖。あれが廃墟になってあのまま寒河地内に残ると。これをきのう視察して、まだ結構使えるんじゃないかという感じがしたんです。

それと、一番には平成24年4月1日に締結した協定書の中に、指定期間中に施設及び設備の

大規模改修を要する場合は協議の上施設を閉鎖し、指定期間を終了とする。先ほどの課長の説明の中で今回閉鎖に至る理由の大きな一つにこれが上げられました。

もう一点は、さっきも申しあげましたように会員が180名で、わずかな会員が93%も利用しとるといようなこともございました。だけど、大きな2本柱はそれなんです、これ大規模改修を要する場合はということで、こういうことがもう大規模改修をしてほしいんだと、あるいはしなきゃならんのだというようにヘルスパ日生側から申し出があったのかどうか。

私、きのう現地を見させてもらってボイラーもまだまだ使えるんじゃないかなという印象なんです。それを早合点して、いやもう耐用年数過ぎとるからもうかえにゃあかんのじゃということになればそうなるでしょうけれども、だましましあれ結構使えるんじゃないかなという想定なんですけど、執行部はどういう想定なんですか、認識なんですか。

**○山本保健課長** 平成3年の当初からずっと使ってきているものも結構ございます。きのう見ていただいたとおりかなり老朽化が進んで、本当にもうだましまし修繕をしながらやっている状況でございますので、もういつ全面的に使えなくなってもおかしくないような状況でございます。実際昨年あたりも修繕費が700万円弱、そして平成24年度も洗濯機の更新ということで200万円弱の予算をお願いして支出をさせていただいております。今後もそういった状況になる可能性が多分にあるといったことを想定いたしております。

**○橋本委員** ボイラーの場合は、もうだめになったらその段階でというような格好にしてもいいと思いますし、それからその他のもろもろの大規模修繕、こういったものも備前市の財政状況の窮乏を先方に訴えて、もう今までみたいに備前市の施設だからといって市が全面的な補修費を出すんだというようにすることはできません。例えば折半もしくは全面的にこれはもう体力づくり指導協会側のほうでやってくださいよとかというような話し合いがあってもしかるべき。つまり存続を目指しての話し合いがなされるべきではないかなと思うんです。そういったことをもう一切抜きにして、閉鎖というのはちょっと大人の対応じゃないんじゃないかなと思えるんですが、それを部長に聞いてもまた個人的な見解ということで前置きしてでしか答弁ができんと思うんですが、私はそのように思うんです。そういう協議がなされるべきじゃないかと。

それから、ボイラーに関してはあれまだまだ使えるんじゃないかなという私は認識を持ちました。執行部のほうは、いやもうあれはだめだというふうに認識されておるんでしょうか。

**○金光保健福祉部長** 先ほどの条文につきましては、平成21年度の協定のときについたというふうに記憶しております。ということは、やはりそのあたりからいろんなことが起こっておったのかなということが推測されます。大規模改修とは何ぞやという定義も何もございません。ただ、考えられるものとしてはやはり設備だと思います。ボイラー設備あるいは空調設備等々が考えられます。例えばボイラーとかが急にいつて、じゃああすから営業できませんと、やめますというわけにもなかなか難しい点があるかと思えます。そういう意味もありましょうが、そのような文言が一応加わったという背景から考えると、今でなくその当時から何かいろいろな問題があったんじゃないかなというふうには推測はできます。

○鵜川委員長 ほかの委員さんで。

○石原委員 本当に市長の民間感覚の弊害が大いにあらわれとんやないかとは思うんですけども、先ほど課長から今回廃止に至ったその理由づけの中で3点おっしゃったと思うんです。確認ですが、1つ目が歳出削減、それから2番目が老朽化、それから3番目にごく限られた会員の方が利用されているということで、サービスの公平性を考えた場合どうかなという3点だったと思うんですが、間違いはないですか。

○山本保健課長 そのとおりでございます。

○石原委員 プレス発表の後、新聞報道もされまして、恐らく先ほどの理由づけの3点、大いに理解もできますし、当然市としても進めていくべき方向性ではあると思うんですけども、古い施設の見直しであったりというところで。恐らく協会の方、それから利用者、市民の方に伝わっておるのがその理由の中で老朽化という部分が突出して、その部分だけが大きく伝わってしまって古くなったからもうやめますよというような。そのほかの歳出削減、それから限られた会員さんの施設であるというところの、先方との協議の中でそういう理由がきちんと伝わっているのかどうか、お話ができているのかどうかという思いを持ったんですけど、いかがでしょうか。

○山本保健課長 10月に初めて閉鎖の意向を伝えたわけでございますけれども、それから本当に相手の理事長さんとの協議は10月に一回だけでございますが、市長のお話ではそういった財政面の理由を申し上げておったと記憶をいたしておりますし、あと施設長さんなりとお話をする中ではそういった理由をお話させていただいております。

○石原委員 昨日、視察も行かせいただきました、橋本委員同様今後防災面で活用したりということも考えておられるのであれば、多少のタイルの剥がれとかも見えましたけれども、補修、修繕を重ねれば対応できるんじゃないかなあ、使えるんじゃないんかという感想は持ちました。

これさかのぼってですけど、いただいた資料で平成20年度の流れがありましたけれども、9月の委員会で閉鎖の報告をされた。その後の理由としては今回とほぼ同様の理由から閉鎖を考えているということで、その後の流れの中でその後段ですが、相手方と協議を重ねということで、このときは、5年前は同じような理由で先方にお話をして、その後に協議を重ねると、しっかり感情的にならずに協議を重ねられた姿が想像できるんですけど、このときはかなりの回数協議をされたのでしょうか。

○金光保健福祉部長 20年につきましては、体育施設でありましたので、スポーツ振興室のほうがお話をいたしておりました。それらのことをお聞きしている中で、委員会には9月でお話をしています。その前段といたしまして、やはり市長の意向とかも伺って閉鎖という結論を出しております。しかしながら、10月の終わりに市長が上京して相手さんとお話をした中で継続という結論を出しておると聞いております。ですから、最終的には市長が結論を出したということになります。

○石原委員 その後ですけども、11月の総務文教委員会で検討の結果方針が変わりとありますが、今回で考えますと市長がそういう廃止の表明をされたことに関してこの厚生文教委員会で

協議をして方針が変わるということはあるのでしょうか。

○**金光保健福祉部長** 先ほども申しあげましたように、最終的に判断は市長がいたしております。ですから、9月の段階ではまだ市長の心の中では閉鎖というふうに向いていたと思います。しかしながら、10月の終わりごろに相手さんとお話しした中では継続だというふうな気持ちが変わったのではないかと思います。その結果を受けまして、11月の総務文教委員会でその旨の報告がなされたというふうな理解しております。

○**石原委員** いろいろ流れをお聞きしまして、一委員の感覚としてはいきなりの閉鎖というもう強い文言での措置ではなく、先ほど委員の方もおっしゃいましたけれども、多くの利用者の方、市民の方が今後も利用を望んでおられるのであれば、経費削減も含めてその運営の中身をしっかりと検討されて、施設は地域のコミュニケーションの場でもありましょし、何とか利用していただけたらなあという思いはあります。答弁は結構です。

○**鶴川委員長** ほかにございませんか。

○**森本委員** 一つお聞かせください。平成24年の協定書で第40条に連絡調整会議を設置すると書かれているんですけども、きのういただいた資料の中に平成24年度は12月からずっと当課に報告済みと修繕見込みの件数が4件書かれているんですが、この会議とかを開いて施設と話し合いは何回ぐらいされているんですか。

○**山本保健課長** この連絡調整会議は開かれていないと聞いております。

○**森本委員** そしたら、この修繕見込みで要望は出ているんですけど、それが未実施と書いてあるんですけど、どういう返答をされているんですか、報告済みと書かれていますよね。

○**山本保健課長** 何とかだましまし使えるような状況だったということから、そのまま未実施になっているということでございます。

○**森本委員** 執行部はだましまし使ってくださいということをおっしゃったということではないですか。

○**山本保健課長** そのことにつきましては、ちょっと正確に私が把握しておりませんので、今すぐ正確な回答がしかねるところでございます。

○**森本委員** 施設の方がきのう、ことしの6月ぐらいからずっと契約についての回答をくださいということを出していたということをおっしゃっていたんですけど、そのたびに無回答でしたという返答があったと思うんですけども、どういう感じで無回答になったんですか。

○**山本保健課長** この件につきましては、ちょっと昨日担当とお話をさせていただきましたけれども、6月の下旬ないし7月の中旬ぐらいに非公募でというふうなことで継続をする旨の話を見せていただいております。ですから、継続というふうな方向で準備をしておいてくださいという旨はその時点でお伝えをしておいたと。実際の事務手続が始まるのは8月以降でございます。そこで起案をして初めて確定をするわけでございますけれども、そういった起案をしていく中で、いろいろ協議する中で、もう閉鎖をしたいという市長の意向が固まったということで、なかなか継続するということがお伝えできていなかったという状況でございます。

○森本委員 では、市長の意向がわかったのは、市長が廃止ということを決めたのが8月ということですか。

○山本保健課長 市としての決定をしたのはもっと先になりますけれども、そういった考えがあるといったことから話し合いをしておいたということでございます。

○森本委員 ありがとうございます。

○橋本委員 それに少し関連するんですけども、例えば前西岡市長のときには、まず9月の総務文教委員会に閉鎖の意向を伝えて、いろいろなやりとりがある中で11月にいや方針を変えましたと。そういうふうに出る前に委員会等に相談をかけたわけですよ、今回は、我々がそういうことを聞く前にいきなりどんと新聞報道があつて、ええっとびっくりする。そういうやり方というのはおかしいんじゃないかと。委員会軽視、議会軽視につながるんじゃないかなと思うんですが、個人的見解で結構ですので、部長。

○金光保健福祉部長 個人的な見解で結構ですということですので、個人的な見解を申し上げますと、やはり委員会に先にお知らせをしておくべきであったというふうには思います。

○橋本委員 それでは、ちょっと違う質問です。

きのういただいた資料で指定管理に関する基本協定書、平成18年4月1日と平成24年4月1日の二通りがございます。先ほどの説明の中でちょっと言い忘れておろうかと思うんですが、基本的に大きく違うところがもう一点あるんです。私は、第1条に着目しております。この平成18年4月1日に交わした協定書には浜山運動公園と日生運動公園、そして武道場、これらが指定管理の対象物として明記されております。それが、平成24年4月1日の分にはヘルスパ日生健康づくり施設、つまりお風呂の部分だけに限定された格好になつてます。

先ほどのやりとりの中で平成20年9月に温浴施設を閉鎖するよといって先方に伝えたら、それだったらプールも閉鎖しますよというやりとりがあつて方針を転換した。転換した直後、西岡前市長が財団は施設運営が仕事であり、公園整備や緑地管理等は仕事ではないはずと。よって、体育館とその他の運動公園管理を指定管理から切り離し、管理公社に委託するという通告を直接体力づくり指導協会側にしとるわけですよ。

これって物すごく重大なんですよ。といいますのが、以前からこの経営はいろいろな収入があつて、それで運営していた。ところが、そういう部分が大きくなると相当先方にとっては厳しくなるんですよ。したがって、それ以降どんどん赤字が膨らんでいったんじゃないかと想定できるんですが、この理由づけ、財団は施設運営が仕事なんだから、運動公園を管理するのは本筋から外れとろうかというてそれを取り上げるという結論に至った経緯経過について御存じであれば聞かせてください。

私は、これが大きな布石になると思うんです。大きな収入源を協会側から取り上げたということで、非常に厳しい措置じゃなかったんかなと思えるんですが、いかがでしょうか。

○金光保健福祉部長 先ほども申し上げましたように、平成20年の議論の過程というのはあくまでスポーツ振興室が主体でやっておりました。ですから、その中身までは具体的には存じてお

りません。ただ、先ほど橋本委員がおっしゃいましたことは、やはりそういう議論があったというのは記録では残っております。

**○橋本委員** それで、いろいろな協議を本来なら重ねていただきたいと思うんですが、例えばこういったものも、じゃあ従前どおりこういう施設の管理を管理公社に委託するよりも、例えば同額もしくはそれよりも安くじゃああなたたちできますかとか、そういうもろもろのその条件を打ち合わせしながら、できれば存続に向けた話し合いというのが私はなされるべきではないかと思うんですが、そういうことが一切なくて、いやもう閉鎖なんだという結論しか持ち合わせておらんという執行部の姿勢なんでしょうか。そこら辺を個人的な見解で結構ですから部長どう思われます。

**○金光保健福祉部長** 市が管理をしております温浴施設につきましては、もう市長の方針が出ておりますので、私たちはそれに従うべきかと思えます。ただ、あとの施設の存続ということを考えますと、やはり最終的には財政的な支援だろうと思えます。その財政的な支援がいわばお金だけなのか、ほかには例えば橋本委員がおっしゃられたように他の指定管理料として収入するのか、いわば最終的には入の確保という点が、やはり存続するという点であれば必要なのかなというふうに思います。

**○橋本委員** そういった方向に向けて協議を重ねると。協議をした結果が、いやもうどうにもなりませんと、もうお互い決裂ですということになれば、それはもう我々もあえて言う筋合いのものじゃないんですけれども、やはり協議を余り重ねずに感情的になってお互いがのしり合いながら決裂する、それでもう閉鎖して後知らんということは余りにも寂しいなと思えるんですよ。だから、私はあくまでもやはり存続するためにはどうあるべきかと。例えば温浴施設は無理でも、プールだけでもじゃあ存続するにはどうかとか、そういういろいろなケース・バイ・ケースの検討が図られるべきじゃないかなと思うんです、それについてはこうしたいとか。

例えば小さいことになりましてけれども、水道光熱費のうちの水道料、これこれらの施設が全部閉鎖になりましたら年間で約六百数十万円の水道料収入は入ってこなくなります。やらなくなれば六百何十万円かは入ってこないということになれば、例えば水道料金をじゃあ備前市はもうこれサービスしてあげますよと。だから、600万円分は経費として浮くでしょうと、そういうふうないろいろな条件を積み重ねながら何とか運営できる方法というのを両者が模索すべきじゃないかというふうには思えるんです。いかがでしょうか。協議するつもりはありますか。

**○金光保健福祉部長** 先ほど申し上げました内容につきましては、私の意見として市長には具申したいと考えてはおります。

**○鶴川委員長** ほかにございませんか。

**○立川委員** 私も一生懸命読ませてもらったんですけど、経緯その他は大体頭に入ったつもりではおります。ただ、今回の請願の事項、存続が可能となるように備前市として従前同様の御配慮ということが請願事項なんで、それについてちょっと。

**○鶴川委員長** 一応、今資料説明の質疑なんで、それを終えてからまたやりますのでお待ちくだ

さい。

○石原委員 最後ですが、記憶にあれば結構なんですが、先ほどのお配りいただいた相手方と協議を重ねとありますが、この20年度の協議ではお互いに感情的になることはなく、冷静に協議を重ねられたのでしょうか。

○山本保健課長 協議の中身については詳しく把握しておりません。申しわけございません。

○鶴川委員長 よろしいですか。

○石原委員 結構です。

○鶴川委員長 質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第4号ヘルスパ日生の存続を求める請願について、どのように取り扱いをいたしましょうか、委員の皆様のご御意見等いただきたいと思っております。

○橋本委員 私は、先ほどからのいろいろなやりとりの中で、あくまでも執行部に期待をするのは存続をするためにはどうしたらいいのかということをごぜひとも先方と協議していただきたい。お互いがいろいろ大幅に譲歩しなければそれは成就しないと思っておりますけれども、あくまでもやはり努力を重ねるべきだと。それから、我々この委員会としても今までのやりとりを見ても市の執行部の基本的な方針、例えば両方が閉鎖された後の施設をどうするんかというようなことも含めていろいろと執行部の方針も示されておられません。あるいは温浴施設が閉鎖された場合にヘルスパ日生側でプールも閉鎖するという意向もまだ正式には示されておらない状況で、私はそれらを十分確認する必要があるかと思っております。ですから、この委員会に再度参考人という形で施設長あるいは市長もしくは副市長を呼んで個人的な見解じゃなくて執行部の方針はこうだということを聞きたいと思っております。したがって、少しの間執行部にも余裕を与えるという意味で、その間に十二分に協議をしてほしいという期待も込めて継続審査にすべきではないかと思っております。

○立川委員 継続審査というお話が出たんですが、タイムスケジュールもこの3月末が協定の期限ということで理解しております。となると、話し合いの場、その他も設定されるとしても多分何回もできないんじゃないかなあと。ということになりますと、大変失礼なお話なんですけども、継続というよりも、継続すればいついつタイムスケジュール等多分合致しないと思っておりますので、何とか運営できる方策を模索しながらしてもらおうという方向がいいんじゃないかと思うんですけども。

○鶴川委員長 ほかに御意見ございませんか。

○守井委員 先ほど橋本委員もおっしゃっていたように、やはりいろいろまだもう少し詰めるべきところ、確認すべきところはあるんじゃないかと思っておりますので、継続審査がいいんじゃないかなと私は思います。

○鶴川委員長 ほかの委員さんいかがですか。

○石原委員 中身であったり、今後の存続に向けての協議は大いに期待いたしますけれども、今回出された請願に対しての委員会としての、委員としての意思表示といいますか、請願をどう取

り扱うべきかというのは早目にといいますか、この場で結論を出したほうがいいのかと思います。

○**鶴川委員長** ほかにはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これより請願第4号の採決を行います。本請願については継続審査を希望する旨の御意見がございます。

採決に入る前に本請願を継続審査とするかどうかをお諮りし、継続審査が否決された場合は本請願についての採決を行います。

いま一度申し上げます。

採決に入る前に、まず本請願を継続審査とするかどうかをお諮りし、継続審査が否決された場合は本請願についての採決を行います。

それでは、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、請願第4号は継続審査といたします。

以上で請願第4号の審査を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○**鶴川委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 報告事項 \*\*\*\*\*

それでは、所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項をお受けいたしますので、よろしくお願いをいたします。

順次報告を願います。

○**眞野市民協働課長** 今年度の意見交換会について御報告させていただきます。

今年度の意見交換会は、自治会連絡協議会役員会並びに総会におきまして昨年度までの方法を見直し、前例踏襲でない方法で開催してはどうかということで話し合いをさせていただきました。その結果、各地区で地域の課題であるテーマを決めていただき、そのテーマについて担当部課長と意見を交換するという形に決定し、現在実施させていただいております。

現在までに実施しましたのは、日生、寒河、吉永の3地区で、今後につきましては12月中旬に片上地区、1月に諸島地区の予定となっております。委員の皆様には開催方法の変更等につきまして御報告がございましたことを深くおわび申し上げます。

○**藤原環境課長** それでは、環境課からさきの6月議会で工事の請負契約締結の議決をいただきました穂浪、木生の越鳥地区に整備いたします備前市汚泥再生処理センター整備工事について御報告いたします。

準備業務等が大体終了し、全体工程表の一番上にあります撤去工事が12月中旬以降から始まります。

以下、28年4月の供用開始に向けた種々の工事を進めてまいります。ちなみに先週地元の木生の区長さんと越鳥区長さんのほうへ工事の始まりによる車両等の通行ということで注意を喚起するような文書をつけまして御報告をいたしております。

**○柴垣社会福祉課長** それでは、社会福祉課から3点御報告いたします。

まず、備前市重症心身障害・障害児レスパイトサービス拡大促進事業補助金交付要綱の整備について報告をいたします。

これは今年度岡山県重症心身障害児・障害者レスパイトサービス拡大促進事業補助金交付要綱を制定されたことに伴いまして、備前市でも在宅で重症心身障害者・障害児の介護を行う家族の負担軽減のために実施される短期入所の整備及び充実を図るため、短期入所事業所の設置者に対しまして補助金を交付するものとして要綱を整備するものです。

今回の要綱で、重症心身障害児・障害者が短期入所をされた場合、補助の基準額は医療型短期入所事業所で1日1万2,000円、福祉型短期入所事業所で1日5,000円となります。同一の重症心身障害児・障害者に係ります補助金につきましては、60日を利用日数の上限とするなど、現在要綱の内容等を調整しております。

なお、今回の要綱整備に伴いまして、今回の補正予算で事業費と2分の1の県補助を要求させていただいております。

次に、臨時給付・子育て世帯臨時特例給付金の給付状況について御報告いたします。

今年度、7月28日から受け付けを開始いたしました臨時給付金等でございますが、11月末までの申請件数は臨時福祉給付金が4,450件、子育て世帯臨時特例給付金が1,808件で、合わせて6,258件でした。そのうち11月末までに支給決定を行いました件数は、臨時福祉給付金が3,949件、子育て世帯臨時特例給付金が1,675件で、合わせて5,624件でした。

申請件数は、当初の申請書送付件数に対しまして合わせて約73.5%の申請率でございます。「広報びぜん」等で申請忘れなどをお知らせをしております、今月の26日まで受け付けをする予定でございます。

続いて、備前市障がい者優先調達カタログについて報告をいたします。

これは本日皆様のお手元に配付させていただいておりますカタログでございます。これは障害者が就労する事業所の物品やサービスを優先的、積極的に調達するための参考になればと先般開催をされました市民ふれあい福祉まつりに合わせまして市民ふれあい福祉まつり実行委員会で作成したものでございます。

障害者優先調達推進法のスタートによりまして、国や地方公共団体の公的機関は障害のある方の自立を進めるため、物品やサービスを調達する際障害者就労事業所等から優先的、積極的に購入することが求められております。このカタログは、県や市の公的機関へ配付し、先日市役所内で事業所のPRも兼ねた説明会も実施いたしました。このカタログが物品などを発注する参考につながり、障害のある方の自立につながればと考えております。

**○今脇こども課長** 保健福祉部介護福祉課、こども課、社会福祉課から保健福祉部関係の平成27年度からの各種計画策定に係るパブリックコメントの実施について報告させていただきます。

介護福祉課所管の備前市高齢者保健福祉計画、備前市第6期介護保険事業計画（案）、それからこども課所管の備前市子ども・子育て支援事業計画（案）、社会福祉課所管の第4期備前市障がい福祉計画（案）でございます。

パブリックコメントの募集期間は、平成26年12月25日木曜日から平成27年1月26日木曜日としております。「広報びぜん」12月号6ページでございますけれども、それから市のホームページに意見募集の記事を掲載いたしております。

また、意見提出用紙は各計画の担当課及び各総合支所管理課に設置をし、市ホームページからもダウンロードできるようになっております。

パブリックコメント終了後は、いただいた意見を各会議で検証いたしまして、必要に応じての反映ということと、それから岡山県の計画との整合性の調整等を経てまいります。

**○森脇病院総括事務長** 病院でございます。私から御報告とお願いをさせていただきます。

さきの一般質問で3病院の経営形態の見直しを行う旨の答弁を申し上げました。現在の備前、日生、吉永の3病院とさつき苑の経営形態を、来年4月の27年度からこれまでの地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行したいと考えております。その大きな目的としまして、病院事業の一元化によって病院間の連携や機能分担を推進し、経営の効率化、経営基盤の強化を図っていきたいということでございます。

本市の人口減少が予想される中で近年の複雑な医療システム、そして医療制度改革や慢性的な医師などの医療スタッフの不足から、公立の3病院と老人保健施設を抱える本市におきましては、これまでのようにそれぞれの個々の病院での事業運営ではその経営は先細っていくと考えます。そのためには、市内3病院などが今後も地域に根差した、地域に密着した医療サービスと介護サービスを提供していくために施設を全適化、一元化しまして、それぞれの病院の特色と機能を生かした運営を行い、息の長い健全経営を目指していく必要があると考えております。

移行に当たりましては、市長、副市長、そして3病院の院長などを交えた幹部会議で確認を行いながら移行のための例規の見直し作業、関係機関との調整を進めて2月定例会に諸議案を提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○鶴川委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これまでの報告事項で御質疑があればお受けをいたします。

**○橋本委員** 平成26年度の意見交換会についてお尋ねをいたします。

先ほどの報告では、かなり様相を変えてやっておるんだと。しかも、既に日生、寒河、吉永ではもう開催したと、テーマを絞ってということでの報告がございました。日生と寒河と吉永それぞれどんなことをテーマに絞ったのか、あるいはそれに地元の方がどういうふうに、何人ぐらい出席されたのか、そういったことをちょっとお尋ねをいたします。

まず、日生地区から申し上げます。

日生地区のテーマは、1番、都市施設の整備について、2番、にぎわいをもたらす観光の振興についてでございました。出席者は22名でございます。

次に、寒河地区でございますが、テーマは1番、河川改修、砂防施設整備、2番、ため池、治山対策の推進でございました。出席者は32名でございます。

吉永でございますが、テーマは1番、消防・防災体制の強化、2番、ため池、治山対策の推進でございます。出席者は27名でございます。

**○橋本委員** 私、これらを既にもう開催したというのをきょう初めてお聞きしたんですけれども、以前でしたら我々委員のほうにもメールボックスにこういう格好で開催しますよという案内があったんですよ。それで、発言はしないものの、どういうことが地域の問題になつとんかなということで関心を持って傍聴に行っておりました。ところが、既にもう開いたんだという一方的な通告で、何じゃこれというふうに実は思いました。委員には今後は案内がないんでしょうか。

**○眞野市民協働課長** 今回の御報告がおくれたことにつきまして、また御案内につきましては、大変私どもの不手際でございまして、おわびを申し上げます。ただ、町内会の会長さんに開催については町内会が開くということをお願いをしているようなことでして、そちらのほうから御案内が行くのかなと思っておりました節がございました。申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

**○橋本委員** それは完全に言いわけです。以前からこの自治会連絡協議会が主催で、実態はやはり執行部がいろいろ会場の手配から何から全部ひっくるめてやっておりました。それで、我々にも案内が来ておりました。案内というよりも、こういった格好で開催しますよと。だから、関心があれば来てくださいと。ただし、発言は控えてくださいというような格好でね。だから、我々は地元がどういうことを問題にしているのかということは非常に関心が強いんですよ。町内会連合会のほうから、あるいは区会のほうから連絡が行くもんと思うとりましたというのは、そりゃあ詭弁であって、今回はもういたし方ないにしても、次回から必ずこういうことは議会に対しても案内をしていただきたいなと思います。これは私だけじゃない、ほかの委員もそういうふうに思われるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**○眞野市民協働課長** この件についてはおわびを申し上げます。意見交換会の要旨につきましてはこちらはただいままとめを作成中でございますので、またお目にかけることができますと思います。よろしく願いいたします。

**○鶴川委員長** ほかに報告事項に対して御質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わります。

次に、所管事務調査について希望される方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、所管事務調査を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時16分 休憩

午後1時20分 再開

○鵜川委員長 皆さん、お疲れのところ御苦労さまです。

これから厚生文教委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 請願の審査方法について \*\*\*\*\*

先ほどの請願に関しての件でございますけれども、いろいろと委員の中から参考人等々、いろいろと御意見がございました。時期も含めて今後皆さんの御意見を聞きながらいい方向に向かうよう、その委員会としてもやはり努力をしていくべきだということに思いますので、どのような形をとって次回開催するかということで、皆さんの御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○津島委員 誰を呼ぶかということが一番ですな。それで、施設長呼んでもきのうと同じことを言うから、一応紹介議員と執行部からは武内副市長の都合を聞いてお呼びするのが私はベストじゃないかと思います。

○鵜川委員長 津島委員から、参考人としては紹介議員の田原議員、それから執行部から副市長という御提案がありました。

○橋本委員 今提案があった2名については異存ありません。ただ、やはりいろんな方面から聞くという中で、紹介議員の田原氏が体力づくり指導協会側を代表するというものではございません。一番の問題は温浴施設を市が閉鎖したら、プールをやるんかやらんのかというのを一番に聞きたいんですよね、正式には。だから、そこら辺でもうそれのみを本部に問い合わせた上で、本部の意向であるということの回答を持ってきていただく意味でも、参考人として一応施設長に短時間であっても呼ぶべきじゃないかというふうに思います。

○鵜川委員長 ほかに委員さんどう思われますでしょうか、参考人について。

○立川委員 質問です。それやったら請願者の真意も聞いてみたいです、個人的に。4人をお呼びせんでもええんかな。

○橋本委員 だから、それは田原議員とその他何人かということで、利用者ですね、利用者サイド、そういった方を一、二名お呼びして陳述の場を設けてあげるのも一つの方法かなとは思いますが。それはもう田原さんと一緒にグループで相談して。あとはもうそれぞれ時間を分けて参考人として出席していただくと。だから、3つのグループに分けるということですね。

○鵜川委員長 時間を分けて。

○橋本委員 時間を分けてです。どっかで待っていただければええ。そんな長いことかかりやせんです。

○鵜川委員長 暫時休憩します。

午後1時24分 休憩

午後1時35分 再開

○鵜川委員長 委員会を再開いたします。

次の開催に当たって説明員として副市長及び紹介議員をお呼びするという事によろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

次に、審査日程ですけれども、関係者の調整も必要となりますので、とりあえず皆さんの御都合をお聞きかせいただき、委員長、副委員長と事務局へお任せをしていただきたいと思います。

暫時休憩します。

**午後 1 時 3 7 分 休憩**

**午後 1 時 4 4 分 再開**

○**鵜川委員長** では、委員会を再開いたします。

それでは、審査日程につきましては、1月15日を第1希望とし、13、14、16日の間で調整することによろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その日程で調整し、決まり次第、お知らせさせていただきます。

その他、せっかくの機会でございます。何かあればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので厚生文教委員会のうち市民生活部、保健福祉部、病院関係の審査を終了いたします。

それでは、これもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。

**午後 1 時 4 5 分 閉会**